導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

天栄村(以下本村という。)の人口は国勢調査によると、平成7年にかけて微増を続けていたものの、平成12年には再び減少に転じ、震災の影響も重なり、平成27年には5,611人となっており、また、世帯数は1,638世帯である。

少子高齢化の進行の度合いについては、年少人口比率が減少傾向で11.6%、 高齢化率が増加傾向で30%となっており、進学、就職等による村外への転出により自然動態及び社会動態ともに一貫して減少傾向が続いており、深刻な課題である。

産業構造としては、本村は稲作などの農業が盛んな地域ではあるが、建設業や製造業といった第2次産業、更には運輸業やサービス業などの第3次産業の就業者が 半数以上を占めているのが現状である。

商業は近隣都市郊外への大型店の進出などにより、購買力の多くが村外へと流出しているのが現状で、それに加え、中小商業者の高齢化や景気の低迷から商店数の減少が続いている。村内には、各集落単位に散在する日用品販売の店舗が多く、これらの店舗は高齢化が進展する中で、地域のふれあいの場になるなどコミュニティの場としての役割も果たしているため、地域密着型商業についても振興を検討していく必要がある。

全国的に景気の低迷が続き、経営環境の厳しさが増しているが、本村の工業は、比較的堅調に推移し、現在も分譲中であるハイテク大山工業団地への企業立地も進みつつある。新規企業立地を促進する一方で、村内の事業所が引き続き村内での企業活動を継続できるよう、経営安定や事業拡大に向けて支援していくことが必要である。中小企業の生産性を向上させることは重要な課題であり、中小企業の設備投資を支援することで生産競争力の向上を図り、本村経済の持続的発展につなげていくことが重要である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、事業の維持・発展・生産性向上のための設備投資を最大限支援するとともに、中小企業の老朽化した設備機器の更新を後押しし、地域経済の活性化に繋げることを目指すものである。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村の西部エリアは、県立自然公園内でもあり、観光業が盛んで温泉場やレジャー施設、英語研修施設、ゴルフ場、スキー場などオールシーズン楽しむことができるエリアである。一方で村の東部エリアは、釈迦堂川と竜田川の清冽な流れによって肥沃な耕地が拓けた農村地帯であり、近隣市街地へのアクセスが便利な工業地帯でもある。村内産業は、製造業、宿泊業、飲食サービス業、建設業、医療、福祉、小売業など多岐にわたり、多様な業種が本村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてである。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本村は、2つの工業団地を有し、製造業や流通業が操業されているが、それ以外の地域でも建設業や小売業等広域的に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、村内全域とするものである。

(2) 対象業種・事業

本村の産業は、製造業、農業、建設業、卸・小売業等と多岐に渡り、多様な業種が本村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種である。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とするものである。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。(ただし、生産性向上特別措置法の廃止日までとする。)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

- 3年間、4年間または5年間とする。
- 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項
 - 1 人材削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、 雇用の安定に配慮するものである。
 - 2 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについて

は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものである。

3 村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮するものである。